

新	旧	備考
<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略) <u>平成30年8月9日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
<p>(劣後ローン特約)</p> <p>第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、劣後ローンに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得又は劣後ローンに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添1の劣後ローン特約を付すものとする。ただし、案件により別添1の規定とは異なる特約を付すことがある。</p> <p>2 前項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける場合の保険期間は、<u>原則として最短2年（ただし、第4条の保険申込みの場合は最短1年）かつ最長30年とする。</u>また、資金貸付が新規で行われることを要しない。</p>	<p>(劣後ローン特約)</p> <p>第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、劣後ローンに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得又は劣後ローンに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添1の劣後ローン特約を付すものとする。ただし、案件により別添1の規定とは異なる特約を付すことがある。</p> <p>2 前項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける場合は、<u>保険期間は最長30年とする。</u>また、資金貸付が新規で行われることを要しない。</p>	
<p>(劣後ローン特約の取扱)</p> <p>第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項及</p>	<p>(劣後ローン特約の取扱)</p> <p>第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項に</p>	

新	旧	備考
<p>び次条第1号において「第1保険年度の開始日」という。)の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最終償還日の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付(保証債務)保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日(以下この項及び次条第1号において「第1保険年度の開始日」という。)の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日(当該主たる債務の最終償還日よりも保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。)の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>貸付金等の償還期限又は主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の償還期限の定めがない場合にあっては、保険契約締結日に、保険契約者から申し出のあった保険期間の年数(ただし、第1条第2項の規定の範囲内とする。)を加えた応当日の前日を予定の償還期限とみなして取扱うこととする。</u></p>	<p>において「第1保険年度の開始日」という。)の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最終償還日の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付(保証債務)保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日(以下この項において「第1保険年度の開始日」という。)の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日(当該主たる債務の最終償還日よりも保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。)の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(各保険年度の資金貸付及び保証債務の通知)</p> <p>第3条 保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険手続細則(平成29年4月1日 17-制度-00044)第6条の規定に基づき、償還金額及び償還期限確定の通知書を提出するまでの間、海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担について、次の各号に規定する日までに、日本貿易保険に対し、別紙様式第1「海外事業資金貸付保険(劣後ローン特約)資金貸付・利率(予定・確定)通知書」及び同様式別表による通知を行うものとする。</p> <p>一 各保険年度に予定される海外事業資金貸付金債権等の取得額及び</p>	<p>(各保険年度の資金貸付及び保証債務の通知)</p> <p>第3条 保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険手続細則(平成29年4月1日 17-制度-00044)第6条の規定に基づき、償還金額及び償還期限確定の通知書を提出するまでの間、海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担について、次の各号に規定する日までに、日本貿易保険に対し、別紙様式第1「海外事業資金貸付保険(劣後ローン特約)資金貸付・利率(予定・確定)通知書」及び同様式別表による通知を行うものとする。</p> <p>一 各保険年度に予定される海外事業資金貸付金債権等の取得額及び</p>	

新	旧	備考
<p>取得日又は保証債務に係る借入金等の額及び借入日若しくは調達日については、毎年2月5日まで <u>(ただし、海外事業資金貸付保険の申込みが2月6日以降かつ第1保険年度の開始日が同年の3月31日以前となる場合にあっては、当該申込みを行う日まで)</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>取得日又は保証債務に係る借入金等の額及び借入日若しくは調達日については、毎年2月5日まで</p> <p>二 (略)</p>	
<p><u>(既存の保険契約の保険責任終了に伴う保険申込み)</u></p> <p><u>第4条 既存の保険契約の保険責任終了に伴う新規の海外事業資金貸付保険契約の申込みにあたっては、原則として、既存の保険契約の保険責任終了日の3月前の日の属する月の末日を申込期限とするものとする。ただし、個別案件の事情に照らし、日本貿易保険が認めたときは、既存の保険契約の保険責任終了日の1月前の日を申込期限とすることができるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成30年10月1日から実施する。</u></p>		
<p>(別添1)～(別添2) (略)</p>	<p>(別添1)～(別添2) (略)</p>	